

保守サービス業務契約書

(役務提供業務・地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

- 1 件 名 複合機の賃貸借及び保守サービス業務委託（単価契約）
- 2 納入場所及び
物件の使用場所 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
奈良県広域消防組合消防本部 他 8 署、7 分署、1 出張所
- 3 履 行 期 間 自 令和 8 年 1 月 1 日
至 令和 12 年 12 月 31 日
- 4 契 約 金 額 モノクロ 金 _____ 円（消費税抜／複写 1 枚あたり）
フルカラー 金 _____ 円（消費税抜／複写 1 枚あたり）
- 5 契約保証金 免 除

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

所 在 地 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
商 号 又 は 名 称 奈良県広域消防組合
代表者役職・氏名 管理者 亀田 忠彦 ⑩

受注者

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名 ⑩

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の仕様書、提案書、図面及び明細書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

3 発注者は、この契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

4 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約を履行するに当たり、知り得た組合の秘密について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。

2 他の条文で定めるもののほか、受注者が秘密又は個人情報等を漏洩等したことにより、発注者が第三者に対して損害賠償を支払わなければならなくなったときは、受注者はその額を補償しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当責任者)

第5条 受注者は、発注者が業務の実施について必要があると認めるときは、業務担当責任者を選任し、その氏名を発注者に通知しなければならない。

2 受注者の業務担当責任者は、必要に応じて業務の履行場所に常駐し、発注者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(業務担当責任者等に対する措置要求)

第6条 発注者は、業務担当責任者、受注者の使用人等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、発注者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第7条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約内容の変更)

第8条 発注者は、契約締結後の事情により必要が生じたときは、契約内容を変更することができる。この場合において、発注者は、履行期間及び契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により、業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第10条 受注者は、仕様書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(履行期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害負担)

第12条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じ

た経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届の提出があったときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなす。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(長期継続契約に係る契約の特則)

第15条 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において損害が生じた場合は、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第16条 発注者は、成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追

完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、契約の履行が終了するまでの間、次条、第19条、第19条の2又は第19条の3の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 受注者が契約の履行に当たり、発注者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。

(2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

(8) 第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(暴力団排除に係る解除)

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金の提供、便宜の供与その他これらに類する行為を行い、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(談合等による解除)

第19条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条及び第8条の2の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号、第19条各号、第19条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第18条から前条までの

規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第9条第1項の規定による業務中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

(3) 発注者が、この契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第24条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条、第19条、第19条の2、第19条の3又は次条第3項によるときは発注者が定め、第21条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第18条、第19条、第19条の2、第19条の3の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第18条、第19条、第19条の2又は第19条の3の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額（計算して求めた総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）とする。

（損害賠償の予定）

第26条 受注者は、第19条の3各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額以上の額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害

賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、成果物に関し、第13条第3項の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第29条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(奈良県広域消防組合契約規則等の遵守)

第30条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、奈良県広域消防組合契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(事務処理に係る遵守事項)

第31条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(規定外の事項)

第32条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に下請けさせるときは、発注者の承認を得るものとする。

(目的外収集及び利用の禁止)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該事務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(特定個人情報の取扱い)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して特定個人情報等がある場合は、当該情報等を事業所外に持ち出してはならない。また、当該情報等を取り扱わせる従業者及びその取り扱う情報等の範囲を明確にするものとする。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために、当該事務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行い、個人情報に係る関係法令等について教育を行うとともに、当該契約に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受注者がこの契約を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うとともに、被害を最小限に食い止めるため必要となる場合は、発注者の立入検査に応じ、これに協力しなければならない。

(法令の遵守)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するにあたっては、この個人情報取扱特記事項のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。これらの規定に違反した場合は、当該規定により罰則が適用される。

※契約書（仕様書等に記載されている内容を含む。）に同様の規定がある場合は、当該契約書の規定を優先するものとする。